

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		一般廃棄物収集運搬業の新規許可
根拠条例・規則名		さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
条 項		第 1 9 条 第 1 項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課（電話：048-829-1335）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項に適合していること。 (2) 業務のための人員、車両、設備、器材及び施設を所有又は使用できること。 (3) 収集運搬車両が、本市の車両基準を満たしていること。 (4) 収集運搬車両保管場所が、本市の基準を満たしていること。 (5) 本市指定の講習会をすべて修了していること。 (6) 所得税、市民税、固定資産税、一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。 (7) 経理的基礎が、本市の基準を満たしていること。 (8) 市内に事業場を有すること。 (9) 自ら業務を実施すること。 (10) 排出者との間で、契約見込みがあること。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 26 年 3 月 31 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	30 日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		